

2 国際第 9 4 2 号

関税割当公表第 7 8 号

令和 3 年度のバター及びバターオイルの関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、ミルクから得たバターその他の油脂（以下「バター及びバターオイル」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、令和 3 年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

令和 3 年 3 月 11 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、用途別の割当数量及び通関期限

1 割当対象物品（0405.10-121、0405.10-221、0405.90-221）

バター及びバターオイル（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第

1 第 0 4 0 5 . 1 0 号及び第 0 4 0 5 . 9 0 号に規定するもの）

2 合計割当数量 別途公表

3 通関期限 令和 4 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

1 沖縄還元乳製造原料用及び沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課

2 国際線航空機用及び外国見本市用

農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課

第 3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

ただし、第5の1に係る証明書の交付については、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課が行う。

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間（行政機関の休日を除く）

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)から(6)までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

(1) 令和3年4月1日（木）から同年4月9日（金）まで

(2) 令和3年6月1日（火）から同年6月3日（木）まで

(3) 令和3年8月2日（月）から同年8月4日（水）まで

(4) 令和3年10月1日（金）から同年10月5日（火）まで

(5) 令和3年12月1日（水）から同年12月3日（金）まで

(6) 令和3年2月1日（火）から同年2月3日（木）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

3 郵送等による提出

関税割当申請書及び関税割当申請書に添付する書類は、郵送等により提出することができる。この場合、郵便書留等の追跡可能な方法により送付するものとし、期間内に農林水産省又は内閣府沖縄総合事務局へ必着とする。

(宛先)

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

【第5の1に該当する者】

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課 畜産振興室宛

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

【第5の2に掲げる者】

農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課 需給班宛

第5 関税割当申請者の資格

1 沖縄還元乳製造原料用

沖縄県の区域内にある製造工場において、令和2年度における還元乳の製造実績を有する者であって、当該区域内の消費に向ける還元乳を製造する者

2 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用

沖縄県の区域に住所を有する乳児（母子保健法（昭和40年法律第141号）第6条第2項に規定する乳児をいう。）その他農林水産大臣が指定する者（畜産経営の安定に関する法律施行令第11条の規定に基づく農林水産大臣が指定する者（平成13年3月26日農林水産省告示第453号）に規定する者をいう。）の飲用に供するため当該区域内で消費者が購入する調製粉乳（以下の表示を付したものに限る。）を製造する者



3 国際線航空機用

国際空港内における国際線航空機飲食料品加工補給業者として空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条の規定に基づく国土交通省地方航空局長の構内営業の承認を受けている者であって、令和3年度において、国際線航空機にバター及びバターオイルを供給する者

4 外国見本市用

国際的な規模で開催される見本市（博覧会、共進会その他これに類するものを含む。）において、バター及びバターオイルを展示販売（展示販売とは、見本市開催場所に見本市である旨の表示を行い、対面により商品説明（以下「対面説明」という。）を実施の上、商品を販売することをいう。）することが確実な者であり、在日本国大使館から見本市の出品者である旨の確認を受けた者であって、かつ、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が適当と認める者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 沖縄還元乳製造原料用

(1) 輸入・使用等の実績・計画一覧表（別記様式2）

(2) 割当物品を利用した製品に関する工場工程見取図

ただし、過去に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において内容に変更のない場合は添付を必要としない。

(3) 一般関税割当て（乳製品）に関する誓約書（別記様式1－2）

(4) 申請者が団体又は法人の場合は登記事項証明書の写し（原本）（登記のされていない団体にあつては、団体規約及び構成員名簿）、個人事業者の場合は個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

ただし、過去に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において内容に変更のない場合は添付を必要としない。

2 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用

(1) 輸入・使用等の実績・計画一覧表（別記様式2）

(2) 割当物品を利用した製品に関する工場工程見取図

ただし、過去に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において内容に変更のない場合は添付を必要としない。

(3) 一般関税割当て（乳製品）に関する誓約書（別記様式1－2）

(4) 申請者が団体又は法人の場合は登記事項証明書の写し（原本）（登記の

されていない団体にあつては、団体規約及び構成員名簿）、個人事業者の場合は個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

ただし、過去に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において内容に変更のない場合は添付を必要としない。

3 国際線航空機用

(1) 輸入及び使用実績及び計画等一覧表（別記様式3）

(2) 次の書類及び資料

ア 国際空港内における国際線航空機飲食料品加工補給業者として空港管理規則第12条の規定に基づく国土交通省地方航空局長の構内営業の承認を受けていることを証する書類

イ 当該国際空港内に加工工場を有し、かつ、その周辺に使用できる倉庫を所有していることを証する書類

ウ 事業の概要（申請者が他の事業を兼営している場合はその事業の概要を含む）

(3) 一般関税割当て（乳製品）に関する誓約書（別記様式1－2）

(4) 申請者が団体又は法人の場合は登記事項証明書の写し（原本）（登記のされていない団体にあつては、団体規約及び構成員名簿）、個人事業者の場合は個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

ただし、過去に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において内容に変更のない場合は添付を必要としない。

4 外国見本市用

(1) 令和2年度に開催した見本市の概要（別記様式4）

(2) 令和3年度に開催する見本市の計画書（別記様式5）

(3) 次の書類及び資料

ア 在日本国大使館から見本市の出品者である旨の確認を受けたことを

証する書類

イ 当該見本市の見取図（複数の開催場所がある場合は、見取図に代えて開催場所一覧（開催場所名、住所等を一覧にしたもの））

(4) 一般関税割当て（乳製品）に関する誓約書（別記様式 1－2）

(5) 申請者が団体又は法人の場合は登記事項証明書の写し（原本）（登記されていない団体にあつては、団体規約及び構成員名簿）、個人事業者の場合は個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

ただし、過去に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において内容に変更のない場合は添付を必要としない。

第 7 本公表に基づく 1 回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が 2 回目以降の申請を行う場合に提出する書類

本公表に基づく 1 回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が 2 回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第 6 に定める書類のほか、2 回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類（別記様式 1－3）を提出するものとする。

ただし、第 6 に定める書類（第 6 の 1、2 及び 3 の (3) 並びに 4 の (4) を除く。）のうち、その記載内容が 1 回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を必要としない。

第 8 割当基準

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、本公表に基づき提出された書類に記載された令和 2 年度の製造実績数量、使用実績数量及び在庫数量、令和 3 年度の使用計画数量等を勘案して定めるものとする。

第 9 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から本公表第 1 の 3 に定める通関期限まで

及びそれに続く次の１年間は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- １ 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- ２ 申請者が本公表第５、第10、第11、第12及び第13に違反したとき。
- ３ 申請者が関税割当てのために、省令又は本公表に基づき提出した書類について、虚偽の申告又は報告をしたとき。

第10 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）との間の手続き

- １ 関税割当証明書の発給を受けてバター及びバターオイルを輸入しようとする者は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第18条第２項の規定に基づき、機構との間で、所定の手続きを行わなければならない。
- ２ 前項の機構との手続きの際、本関税割当公表に基づき農林水産省に提出した資料（関税割当申請書を除く。）の写しを機構に提出しなければならない。

第11 報告

- １ 本関税割当てを受けた者は、令和４年４月15日（金）までに、割当てを受けた物品の輸入・使用状況報告書（別記様式８）を農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に１部提出する。
- ２ １の書類は、電子媒体により提出することができる。
宛先：kanzeiwariate_dairy_maff@maff.go.jp
- ３ 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第12 外国見本市用（第５の４の割当て）に関する留意事項

- １ 見本市の開催における留意事項
 - (1) 見本市の規模、期間等の計画変更があった場合には、速やかに生産局長に報告しなければならない。
 - (2) すべての外国見本市開催場所において、見本市用バター及びバターオイルの対面説明実施状況に関する記録（別記様式６）を備え、対面説明者

の氏名、各担当日時等を記帳しなければならない。

提出された帳簿により対面説明の事実が確認できないときは、次回の割当てを行わない場合がある。

2 見本市開催後の報告

個別の見本市終了後、1ヵ月以内に以下の書類を生産局長に1部提出するものとする。

- (1) 割当を受けた物品の個別見本市開催の概要報告（別記様式7）
- (2) 輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写し
- (3) 見本市用バター及びバターオイルの対面説明実施状況に関する記録（別記様式6）
- (4) 見本市開催期間中における販売数量が輸入数量を下回った場合には、その下回った数量及び重量並びに取扱いについて生産局長に遅滞なく報告するものとする。

- 3 第5の4に定めた展示販売の方法によらず販売しようとする時には、当該販売分について、第10の機構との手続きにおいて締結した契約に基づき、機構への売渡しを行うものとする。

第13 その他

- 1 関税割当申請書（省令別記様式第一）の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書（省令別記様式第三）及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書（省令別記様式第四）の提出部数は2通（省令第3条及び第4条）とする。

ただし、第5の1に基づく関税割当申請書の提出部数は3通とする。

- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長及びその他事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続きについては、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総

合第1316号。以下、「記載要領」という。）による。

- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする（省令第3条第2項）。
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第5条）。返納は原則として、郵便書留等の追跡可能な方法により提出することができる。また、割当数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量の残数量の全部を返還する場合は「関税割当数量の返還について」（別記様式1－4）を、一部数量の再発給を希望する場合は、関税割当申請書（省令別記様式第一）及び再交付申請理由書（記載要領様式第一）を提出する。

その際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報を添付するものとする。

- 5 内閣府沖縄総合事務局長は、第5の1に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を生産局長に提出することができる。
- 6 生産局長は、第5の2の割当てに関し、必要と認めた場合は、沖縄県知事の意見を聴取することがある。
- 7 生産局長は、必要と認めた場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく指定検査機関の発行する割当てを受けて輸入した物品の成分分析表の提出を求めることがある。
- 8 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第14 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。

2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html)